

2024年3月25日(月)
衆議院議員会館多目的会議室

院内集会

強制動員問題の解決を！ 韓国原告の家族・遺族の声を聞く集い

集会プログラム

- ・開会
- ・来日された原告の家族・遺族、弁護士、支援者の紹介
- ・原告の家族・遺族の訴え
李春植さん(日本製鉄訴訟原告)の長女・李杲暉(イ・ゴウン)さん
故・鄭昌喜さん(三菱広島訴訟原告)の長男・鄭鐘建さん(チョン・ジョンゴン)さん
梁錦徳さん(名古屋三菱訴訟原告)の三男・朴相雲(パク・サンウン)さん
〔故・朴海玉さん(名古屋三菱訴訟原告)の長男・林哲熙(イム・チョルヒ)さん〕
- ・国会議員のご挨拶
- ・特別報告「韓国における強制動員訴訟の現状」 報告者:林宰成さん(弁護士)
- ・対企業要請の結果報告－各訴訟の支援団体
- ・2024ILO 専門家委員会報告について
－動員問題解決と過去清算のための共同行動事務局
- ・質疑応答(メディア関係者など)
- ・まとめ－閉会

主催:強制動員問題解決と過去清算のための共同行動
(<https://181030.jimdofree.com/>)
連絡先:E-mail: 181030jk@gmail.com

来日原告家族・遺族の訴え（日本製鉄訴訟）

< 2018年10月30日韓国大法院判決の原告 >



イチュンシク
李春植さん



シンチョンス
亡・申千洙さん



ヨウンテク
亡・呂運澤さん



キムギョス
亡・金圭洙さん

1 2018年大法院判決に至るまでの日鉄訴訟の経過

- 1997年12月24日 大阪地方裁判所に提訴（原告 呂運澤 申千洙 被告 日本政府 新日鉄）
- 2001年3月27日 大阪地方裁判所判決 原告敗訴
- 2002年11月19日 大阪高等裁判所判決 原告敗訴
- 2003年10月9日 最高裁判決 原告敗訴
- 2005年2月28日 ソウル中央地方法院に提訴（原告 呂運澤 申千洙 李春植 金圭洙 他1名）
- 2008年4月 3日 ソウル中央地方法院判決 原告敗訴
- 2009年7月16日 ソウル高等法院判決 原告敗訴 大法院へ上告
- 2012年5月24日 韓国大法院判決 高等法院へ差戻し
- 2013年7月10日 ソウル高等法院（差戻審）原告1人あたり1億ウォンの支払いを命じる
- 2018年10月30日 大法院再上告審判決 この時すでに李春植さん以外の3名の原告は死亡
- 2023年3月6日 韓国政府 財団による第三者弁済案を提示

2 亡くなった3人の原告の思い

< 呂運澤さん >

彼の生前の口癖は「当時のお金で牛6頭が買えた。あのお金が貰えていれば私の人生は変わっていた。」一生この思い（トラウマ）を持ち続けて呂さんは後の人生を送った。2013年のソウル高等法院の差戻判決ではじめて裁判闘争で勝利を迎えられたのがせめてもの慰めとなった。

<申千洙さん>

「会社のために尽くした元社員である私たちになぜ会社はこんなひどい仕打ちができるのか。未払賃金の請求は当然の権利であり、物乞いをしに来たのではない。」未払賃金や慰謝料といったことよりもなにより自ら受けた過酷な「仕打ち」に対する謝罪を求めている。なによりも原告らをおざなりに扱う会社の不誠実な態度に怒っておられた。

<金圭洙さん>

解放後、社会的な身分もあり家族はもちろん周辺の知人たちにもこのことをお話されませんでした。日本政府・企業のあまりにも理不尽な態度に幼い年で賃金を受け取ることができないまま労働させられたこと、リンチを受けたこと、帰国時の苛酷な体験に対して謝罪と補償を求めて2005年の韓国での提訴に加わられたものの、2018年の判決直前の6月に亡くなりました。

3 李春植さんの訴え

(2005年の訴状より編集)

- ・初めて配置された部署は運ばれてきたコークスを溶鉱炉にすくい上げるといふ荒仕事の部署。1日の勤務は朝7時30分に工場に出勤8時から仕事を始めて昼休みが1時間、昼食は、寮が用意した弁当を食べた。午後4時30分に作業が終わったが辛い労働で初めの頃は大変だった。
- ・監督官がいて満州事変にも動員され日本軍で満期戦役した五章級の人。半月に1度憲兵が人員を把握しに来た。仕事に出ず要領よく振る舞う人がいると憲兵に足蹴をくらいました。
- ・コークスを溶鉱炉に入れる仕事と鉄が出れば釜に入れる仕事。ほこりがひどい現場労働だった。
- ・鉄が溶かされて出てくるとき不純物に足がひっかかって倒れ腹にひどい傷を負い病院で腹を縫った後3ヶ月ほど病院に入院した。作業の途中、日本人が高所から落ちて死亡する事件もあった。技術的な仕事は日本人たちが行い朝鮮人はきつくて危ない仕事に従事した。
- ・現金で支給を受けた事実はなく労務課で管理されていたためいくら貯金されたのかも知らなかった。

(2018年大法院判決以降のコメント)

- ・判決後のインタビューに「私を入れて原告は4人なのに、一人で判決を受けたことがとても辛くて悲しい。一緒に判決を聞くことができなかったことが寂しくてならない。」
- ・日本の経済制裁により日韓関係が悪化すると「私のために(韓国の)他の人が被害を受けるようで(心に)負担を感じる」

4 来日された李春植さんの長女・李杲暉(イ・ゴウン)さんの訴え

(別紙)

日本政府と日本製鉄は、父が生きている間に謝罪と賠償をすべきです

李杲暉(イ・ゴウン、李春植の長女)

私は日本製鉄強制動員被害者、李春植(イ・チュンシク)さんの長女イ・ゴウンです。

まず、長い間、父をはじめ強制動員被害者のために大変努力してくださった皆さまに心から感謝いたします。

父は今年 103 歳になり、日本政府と日本製鉄から謝罪と賠償を受ける日まで生きていてほしいと、私が精一杯お世話をしています。幸いなことに、父はしっかり食事もされ、元気に過ごされています。

父は日本製鉄の釜石製鉄所で様々な苦勞をした末、生きて帰ってきましたが、事故で死ぬ仲間も見たそうで、骨が折れるような痛みを耐えて生き延びたと言っていました。父は釜石から神戸の連合軍捕虜収容所に徴兵され、そこで解放を迎えました。

しかし、父は故郷に戻ることなく、命をかけて苦勞した対価を貰うために釜石に向かいました。一千キロを超える遠い道のりだと聞きました。どれほど悔しかったらうか、その遠い道を尋ねて行ったのでしょうか。

父が韓国で訴訟を起こし、光州からソウルへと頻繁に行き来する時も大変な苦勞をしたでしょう。そばで見ているのが辛かったので、私はあきらめるように言いましたが、父は決してあきらめることはできないと仰いました。

2018 年、大法院判決で勝訴した際は、一緒に闘ってきた仲間が全員亡くなられてしまいました。父は判決が出た直後に「今日一人で出てきて心が痛い。あの人たちと一緒に出られたらとても嬉しいのに」と涙を流すばかりでした。大法院判決が出れば全てが終わると思っていたのに、もう 5 年が経ちました。父はいつも先に亡くなった人たちに堂々とした結果を出せるべきだと仰いました。

日本政府と日本製鉄が判決を無視し、謝罪も賠償もしないのに、突然韓国政府が第三者弁済を持ち出しました。外交部長官が訪ねてきたこともありました。その後も韓国政府の人が訪ねてきたとき、父は仲間たちに堂々とした結果を望んでいると、絶対に第三者弁済は受け入れないと言いました。

父が第三者弁済を拒否すると、韓国政府は突然供託を持ちだしました。市民が募金運動を始めると、まともな説明もなく、いきなり裁判所に賠償金を供託したのです。父は日本で様々な苦勞をし、謝罪と賠償を受けるために長い間闘ってきました。それでようやく大法院で判決を勝ち取ったのに、韓国政府は父が第三者弁済を拒否すると、今度は裁判所にお金を預けたので取りに行けと言うのです。とんでもないことです。

韓国政府が大法院の判決を無視して供託することは、父だけではなく、亡くなられた強制動員被害者の方々を無視し、再び殺すことです。国は国民の権利を保障し、守らなければなりません。私は大法院判決で勝ち取った父の権利を韓国政府が最後まで保障し、守ってくれることを強く要求します。

日本政府と日本製鉄は、父が生きている間に過去の過ちについて謝罪し、一日も早く賠償しなければなりません。父は決してあきらめません。

父は歴史の中で民族の悲しみや痛みをすべて乗り越えた方です。私は父が歴史の証人として記憶されることを願っています。謝罪と賠償を受けるまで、父は私がしっかり世話をして守ります。これからも皆さまの励ましとご協力をお願いします。

ありがとうございました。

強制動員問題の解決を！ 韓国原告の家族・遺族の声を聞く集い

資料：三菱重工広島機械製作所・造船所における強制動員被害者たち

(作成：韓国の原爆被害者を救援する市民の会)

1. 三菱重工広島工場に強制連行され被爆させられた韓国人の被害と闘いの歴史

- 1944.9 「徴用令」の適用により約 2800 人の朝鮮人が、ソウル・京畿道一帯から三菱広島の機械製作所と造船所に強制連行される。朝鮮から広島への連行時には三菱のマークの入った腕章を巻いた者が、「日本に行けば給与の半額は朝鮮の家族のもとに送金するので、家族のことは心配せずに日本に行って働け」と話した。
- 1945.8.6 米軍が投下した原子爆弾に被爆するも、三菱は徴用工を放置。ほとんどの徴用工は自力で被爆地を脱出し、日本の敗戦を知るや、自力で祖国を目指した。
三菱が唯一送り出した最後の徴用工帰国者 241 人の乗った船が玄界灘で消息を絶った。
- 1948.9 三菱が GHQ の指示に従い広島法務局に徴用工の未払い賃金 1951 人分を弁済供託。
- 1965.6 日韓基本条約・日韓請求権協定が締結され、日韓の国交が再開する。
- 1967.7 韓国原爆被害者援護協会(のちに「援護」の2文字を削除。以下、「協会」とする)が結成される。ソウルの元三菱徴用工被爆者が中心的役割を果たす。(※鄭昌喜さんは長年事務局長を務める)
- 1968.5 元三菱徴用工被爆者が協会とともに、三菱本社に未払い賃金の請求交渉を開始する。
- 1974.4 日本広島三菱重工業韓国人被爆者沈没遺族会が結成される。241 人の遺族を組織。
- 1974.5 韓国原爆被害三菱徴用工同志会(同志会)が結成される。約 200 人を組織する。
- 1990.8 同志会が日弁連に人権救済申し立てを行う。
- 1995.12 同志会の 6 人が広島地裁に三菱と日本政府を相手に強制連行・強制労働・被爆に対する賠償請求訴訟を提訴。
- 1996.8 同志会の 40 人が広島地裁に追加提訴。(※鄭昌喜さん提訴)
- 1999.3 広島地裁が不当判決(日本政府に国家無答責、三菱に時効を適用)。
- 2000.5 釜山地裁に同志会の 6 人が三菱を相手に賠償請求訴訟を提訴。(※鄭昌喜さん提訴)
- 2005.1.19 広島高裁で一部逆転勝訴判決を勝ち取る。(被爆者援護法の不適用に関し、日本政府に 1 人当たり 120 万円の賠償を命じた。)
- 2007.2 釜山地裁が時効を理由に原告の訴えを退ける。
- 2007.11.1 日本の最高裁で広島高裁判決が確定。日本政府は賠償金を支払う。(※鄭昌喜さん勝訴)
- 2009.2 釜山高裁も原告の訴えを退ける。
- 2012.5.24 韓国大法院が「日韓請求権協定は植民地支配と直結した反人道的犯罪行為には適用されない」として、原告の訴えを認め、釜山高裁判決を差し戻す。(※鄭昌喜さん死後に逆転勝訴)
- 2013.7.1 広島三菱元徴用工被爆者 14 名(生存被害者 1 人、死亡被害者 13 人の遺族)がソウル中央地裁に、三菱に損害賠償を求めて提訴。(韓国広島三菱第 2 次訴訟)
- 2013.7.30 釜山高裁が原告の訴えを認め、三菱に原告 1 人当たり 8000 万ウォンの賠償金を命じる。
- 2016.8.25 韓国広島三菱第 2 次訴訟がソウル中央地裁で勝訴。三菱に 1 人あたり 9000 万ウォンの賠償を命ずる。三菱が控訴。
- 2018.11.29 韓国大法院で原告勝訴が確定。(※鄭昌喜さんの勝訴確定) 三菱重工は判決に従わず。

2019.6.27 韓国広島三菱第2次訴訟がソウル高裁で勝訴。

2023.12.28 韓国広島三菱第2次訴訟が大法院で勝訴。しかし、三菱重工は判決に従わず。



2005.1.19、広島高裁判決を受け
るために、先だった仲間の梁基
成(ヤン・ギソン)さんの遺影を
胸に出廷する鄭さん。この時点
で46人の原告のうち生存者は
22人にすぎなかった。

2. 三菱徴用工被爆者原告・鄭昌喜^{チョンチャンヒ}さん(故人)の証言で 綴る被害事実と思い

1923.9.19 鄭昌喜さん、朝鮮で生まれる。

1944.9 現在のソウル市内の朝鮮総督府鉄道局に勤務。自宅
だった教会舎宅に「徴用令書」が届き、約10日後に京
城府庁舎に召集される。そこには三菱の社員がいた。

「龍山(ヨンサン)駅で汽車に乗る鄭さんを見送りに来ていた母が泣い
ているのを見た日本軍憲兵が、「お前らはお国のために尽くすために
産業戦士として日本に行くのに、死にに行くのでもないのに、どうして
泣くか」と言って、母の頭を軍刀で殴ったのを目撃しました。給料も、国
に帰る時に全部渡すという約束だったが、もらえなかったんです。その
証拠としては、広島地方法務局に1951名分の未払い賃金を供託して
おったという証拠が今残っているらしいんです。広島三菱だけで徴用
工が3500名くらいおっただけらしいんですけど、その人たちの名簿を三菱
の会社で故意的に焼いてしまったらしいんです。」(1976.8.15 放映の
「11PM」より)

1967～ 協会結成直後から1990年代半ばまで、無給で協会の事務局
長を務める。

1974～ 約200人の会員を組織して韓国原爆被害三菱徴用工同志会(同志会)を結成する。

「徴用工たちは貧しくてソウルの山腹のハコバン(バラック)に多く住んでいたんだ。仕事が終わると疲
れて重い足を引きずってハコバンを一軒一軒訪ね歩いて三菱徴用工を探して同志会結成にこぎ着け
たんだ。」「いつかはいいことがあるだろうと思って今まで協会や同志会を続けてきた。」

同席していた鄭さんの妻の話:「子どもたちの学費が滞りがちだったことが一番辛かった。夫は人のた
めに尽くしました。夫の父も、祖父も立派な人でした。この人も…。」

(2008年8月、韓国の自宅を訪問した日本の支援者に語ったこと)

1999.3 広島地裁が不当判決

「誰かに後頭を殴られたような気分です。」(2005.1.19 放映のNHKニュースより)

2000.5 韓国釜山地裁に三菱を相手に賠償請求訴訟を提訴。

2005.1.19 広島高裁で一部逆転勝訴の判決を勝ち取る。

「日本人の中には私たちに関心を持っている人も多いのだと思い感謝しています。日本政府と三菱に
は誠意をもって韓国の原爆被害者に謝罪してほしいのです。裁判に勝つまで闘おう、今はそのような
心情です。」(2005.1.18 放映のNHKニュースより)

「私の病気は心筋梗塞ですが、それは原爆によるものだと思います。今日の判決はまったく考えられま
せんでした。部分的勝訴ではありましたが、日本国の過ちを裁判所が認めたことを大変嬉しく思いま
す。」(2005.1.19 放映のNHKニュースより)

2012.3.3 鄭昌喜さん、逝去。享年88歳。2ヶ月後の2012.5.24に韓国大法院で原告勝訴の逆転判決。

3. 父・鄭昌喜^{チョンチャンヒ}さんの遺志を引き継いで来日した息子・鄭鐘建^{チョンジョンゴン}さんの思い

**生涯を捧げた父の闘い。
お金より大事なものは強制動員被害の認定と真の謝罪です。**

鄭鐘建(チョン・ジョンゴン)

私は若くして三菱重工業広島造船所に強制動員された原爆被害者・故鄭昌喜(チョン・チャンヒ)の長男、鄭鐘建です。

まずは、父の孤独な闘いが歴史的な大法院での勝訴判決を勝ち取るまで、何十年も諦めずに共に闘ってきた弁護士の皆さん、そして韓国の被害者のために喜んで手を差し伸べてくれた市民の皆さんに心から感謝します。

父は劣悪な環境で飢えに苦しめられ、奴隷のように働き、獣のように過ごしたそうです。1945年8月6日、父は広島で被爆しました。動員された朝鮮人のうち、市内の作業に動員された人たちは即死し、自身は4キロ離れた鉄製の建物にいたため、即死を免れたそうです。

父は多くの人が死んでいくのを目の当たりにし、夏だったので火傷にウジが発生してほうきでウジを払う患者も目撃し、まさに地獄であったと表現しました。戦争が終わって帰国した1年後からは体調が悪くなり、復職した鉄道局の仕事もできなくなりました。

父は胃痛や高血圧、心臓病に悩まされながらも、強制動員被害者の人権回復のために生涯を捧げました。1967年、「韓国原爆被害者援護協会」の設立を主導して以来、被害者運動にすべてを注ぎ込みました。父が使命感を持って生涯、被害者運動にすべてを捧げたため、母が生計を担うしかありませんでした。家族の生活は経済的に非常に困難でしたが、母は喜んで被害者のための父の活動を積極的に支持し、支えました。

三菱に強制動員された後帰国した人々は、病気にかかっても、それが原爆の後遺症かどうかかわからず、衰弱した体でまともに働くこともできず、貧困に苦しみながら生きざるを得ませんでした。1974年、父をはじめとする強制動員被害者が中心となって、

広島に連れて行かれた人々を一人一人探し回り、父は手作業で名簿をつくりました。その努力の結果、1974年に「韓国原爆被害者三菱徴用者同志会」が結成されました。

ついに2018年に韓国大法院で歴史的な勝訴判決を勝ち取りましたが、父は判決を見ることができないまま2012年に亡くなりました。これは父が生涯を捧げた闘いでした。単に金銭を得るためではなく、目の前で無念に死んでいった仲間たちの絶叫を一生忘れられないために、決して諦めることのできない闘いでした。

日本は我が国を植民地にして同胞を強制的に動員し、侵略戦争や強制労働など様々な醜悪な行いを仕出かしながら、未だにその不法性を認めていません。日本が過去の歴史に対して反省しなければ、再び歴史は繰り返されることでしょう。

加害者である三菱が認めもせず、また私たち被害者も認めない「第三者弁済」は絶対に成り立ちません。父が生きていたら、たとえ物乞いをするであろうとも、絶対に自分の権利を剥奪する「第三者弁済」という奇怪千万なお金は受け取らないでしょう。

父の子どもである私たちは、父がどのような人生を送ってきたかを正確に知っています。この訴訟が父にとってどのような意味を持つかを正確に知っているのです。最後には必ず日本政府と三菱から謝罪と賠償を受けるつもりです。お金よりも大事なものは、強制動員被害の認定と真の謝罪です。

どんな権力であっても、国家は決して個人の権利を奪うことはできません。私たちは最後まで父の意志を受け継いでいきます。

ありがとうございました。



名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟略年表

◆名古屋訴訟から大法院判決までの歩み

- ・1998年5月＝訴訟準備会発足
- ・1999年3月1日＝梁錦徳、朴海玉ハルモニら5名が名古屋地裁に提訴
- ・2000年12月6日＝金性珠ハルモニ、金中坤氏（遺族原告）ら3名が追加提訴
- ・2005年2月24日＝地裁で敗訴→名古屋高裁に控訴
- ・2007年5月31日＝高裁で敗訴→最高裁に上告
- ・2008年11月11日＝最高裁上告棄却
- ・2012年5月24日＝韓国大法院判決
- ・2012年10月24日＝大法院判決を受けて韓国で裁判闘争開始
→光州地方法院に4名のハルモニと1名の遺族の5名が提訴（第1次訴訟）
- ・2013年11月1日＝地方法院で勝訴
- ・2015年6月24日＝同高等法院で勝訴
- ・2018年11月29日＝大法院で勝訴

◆光州訴訟(2次訴訟・3次訴訟)から大法院判決までの歩み

- ・2014年2月27日＝金在林ハルモニら3名と呉哲錫氏（遺族原告）が光州地方法院に提訴（第2次訴訟）→2017年8月11日＝光州地方法院で勝訴
- ・2015年5月22日＝金英玉ハルモニと李敬子さん（遺族原告）2名が光州地方法院に提訴（第3次訴訟）→2017年8月8日＝光州地方法院で勝訴
- ・2018年12月5日＝呉哲錫氏ら第2次訴訟原告、光州高等法院で勝訴
- ・2018年12月14日＝金英玉ハルモニと李敬子さん光州高等法院で勝訴
- ・2023年12月21日＝大法院で第2次訴訟原告：金在林ハルモニら3名と遺族原告呉哲錫氏勝訴。しかし、ハルモニ原告3名は既に全員死去。
- ・2023年12月28日＝大法院判決で第3次原告：金英玉ハルモニ（只一人の原告生存ハルモニ）と李敬子さん遺族原告勝訴。

飢えて死んでも、物乞いのような金は受け取らない

朴相雲(パク・サンウン、梁錦徳の子)

日本に騙され、花のような若さで三菱重工業に強制動員された梁錦徳（ヤン・クムドク）の三男の朴相雲(パク・サンウン)です。

母は小学校の卒業証書ももらえず、6年生在学中に三菱に動員され、奴隷のように働くばかりでした。韓国に戻った後も、過去のせいで、周りの偏見に言いようのない精神的苦痛の中で生活してきましたが、昨年から体調が悪化し、今は療養病院に入院中です。

今までの間、母は自分が受けた苦しみや恨みを晴らすために、労を惜しまず、様々な努力をしてきました。母が1人デモや数多くのメディアのインタビュー、そして多くの集会の場を通じて自ら一声を上げ主張したのは、日本政府と三菱の真摯な謝罪と賠償でした。

しかし、返ってきたのは「日韓協定で解決済み」という言葉だけでした。これが本当にG7の経済大国として認められている日本政府がとるべき態度なのか問いたいです。

実際に被害者を置き去りにして何を終わらせたというのでしょうか。もし、加害者である三菱重工業が最後まで真摯な謝罪と賠償を拒否するならば、裁判所の判決に基づき三菱重工業の私有財産に対し強制執行を行うしかないでしょう。

今からでも遅くはありません。日本政府と三菱重工業は、後世に恥ずかしくないよう、賢明な決断を下すべきです！

韓国政府が示す「第三者弁済案」は、被害者の意思を歪曲するものです。私の母は、「私は誰かに物乞いをしているのではない。飢えて死んでも、物乞いのような金は受け取らない」と言っています。私も母の崇高な意志を受け継いでいきたいと思えます。

日本政府と三菱重工業は聞いてください！あなたの非人道的な違法行為により被害者や遺族は今も精神的かつ肉体的な苦痛に苦しんでいます。すでに多くの被害者が亡くなっており、母に与えられた時間も残りわずかです。今すぐ心から謝罪し、賠償してください！

謝罪しろ！ 謝罪しろ！ 謝罪しろ！

賠償しろ！ 賠償しろ！ 賠償しろ！

非人道的な不法行為に対する責任逃れは、
決して容認されることも黙認されることもできません

林哲熙(イム・チョルヒ、故朴海玉の長男)

私は10代の若さで三菱重工業に動員された故朴海玉（パク・ヘオク）の長男、林哲熙(イム・チョルヒ)です。

実は私は、これまで母の名誉回復のための孤独な戦いに共にすることができなかった不孝者です。母は長い闘病生活の末、2022年2月に逝去されました。私は、母が訴訟を起こした心境や生前、母がいつも言っていた言葉を鮮明に覚えています。母はこの世におられません。私は子の道理として、母の遺志を継ぐ道義的責任を負っています。つきましては、以下のとおり私の意思を表明いたします。

— 以 下 —

日本帝国と三菱による強制動員や強制労働があり、劣悪な労働環境下で不当な扱いを受けたにもかかわらず賃金は支払われないなどの不法行為による被害があったことは歴史的事実です。また、このような事実は両国の裁判所で多くの証拠で立証され、判決によっても認められています。

したがって、加害者である三菱は、このような不法行為について、被害者たちに自ら謝罪し、賠償することでその責任を果たすべきです。それにもかかわらず、日本政府と三菱重工業は、このような歴史的事実を一切否定し、謝罪と賠償を通じて加害者として責任を負うことを拒否しています。

もし、加害者である三菱が最後まで自発的な謝罪と賠償を拒否するのであれば、被害当事者である被害者や遺族としては、裁判所の判決に基づく強制執行手続きによってでも謝罪と賠償を強制するしかありません。そうして、その被害を少しでも回復すると同時に、加害者の責任を最後まで追及したいのです。

これにより、非人道的な不法行為に対する責任逃れは、いかなる場合にも容認されることも黙認されることもできないというのを明確にしたいと思います。また、一行でも記録として残し、二度とこのような行為が後世に繰り返されないように歴史の教訓としたいと思います。

母が訴訟を起こしたのは、単にお金が必要だったからではありません。加害者である日本政府と三菱から「悪かった」という一言を聞くために、様々な困難にもかかわらず、何十年も耐えて戦ってきたのです。私は、このような母の純粋な意思が政治的利害関係によって歪曲されることを許すことができません。天国にいる母は私の意思を支持してくれるでしょう。一緒に協力して下さった日本の皆様にも感謝いたします。

韓国における強制動員訴訟の現状

林宰成(イム・ジェソン、弁護士)

1. はじめに

本報告は2023年3月6日、韓国政府の「強制動員の解法」の発表以後、韓国で行われた強制動員関連のいくつかの争点を簡潔に要約したものである。訴訟に関連する争点に焦点を合わせ、①過去1年間に大法院で確定した強制動員判決の現況、②政府の第三者弁済供託に対する法院の不受理決定現況、③強制執行事件の現況について整理する。

2. 2023年3月以降に宣告された強制動員についての大法院の判決現況

2.1. 大法院の判決の経過および内容

強制動員事件の場合、被害者の規模が膨大で、被害者が訴訟を提起した時期も異なり、加害企業も多様であるため様々な訴訟に分かれて進められている。2000年代に提起された1次事件の場合、2018年大法院で判決が確定した。その後提起された2次事件の場合、現在のところも大法院での判決が宣告されていない。

韓国の大法院は2018年、全員合意体の判決で強制動員問題については日本加害企業の責任を問う明確な判例が確定した。したがって、再び全員合意体で判断を変更しない限り、最低でも、法理の側面（請求権協定解析、戦前と戦後強制動員加害企業の同一性、裁判管轄など）で他の判断が出る余地は限りなく狭まった。つまり、被害者が勝訴した下級審の結論が変わるという不安や予想は最小化された。ただし、大法院段階で長期間にわたり、判断が遅れたのは大きな問題であったと言える。すでに確立された先行判例があるにもかかわらず、迅速に判決が宣告されないことは理解しがたく、被害者らが高齢の状況であったため、被害者側としては迅速な判断を強く要求してきた。

結局、大法院は2018年以降、強制動員事件に対して、2023年12月から2024年1月まで大法院で継続中だった事件に対して、すべて被告企業の上告を棄却する判決を下した。

具体的に①被告三菱重工業事件2件（被害者基準、総16名）、②被告日本製鉄事件2件（被害者基準、総8名）、③被告不二越事件3件（被害者基準、総23名）、④被告日立造船事件1件（被害者基準、総1人）が宣告された。上記事件の大部分が2019年頃、大法院に上告された事件であるため、大法院で5年程度の時間がかかったことになる。これにより、2012年から2018年の間に提起された強制動員訴訟（2次訴訟）のうち大法院に上告されていた事件に対して、すべてで判決がなされた。

なぜこんなに長い時間がかかったのか。2018年の大法院判決後、強制動員判決に対する社会的注目と論争が高まり、大法院が同じ事案に対する後続判決に負担を感じたと分析できる。では、なぜ2023年12月、2024年1月に一括して判決がなされたのか。当時は事件を審理していた多くの大法官たちの退任が差し迫った時点だった。したがって、古い事件に対する判断を終えて退任するという慣例によって、強制動員事件の宣告も行われたのだと見られる。一方、これについては韓国の大法院が2次訴訟の判決を事実上最後まで先延ばして宣告したという批判も起こっている。

2.2. 大法院判決についての評価

今回の大法院の判決に対する意味は大きく二つ評価できる。一番目は、社会的に2018年大法院の判決を再確認したという点だ。強制動員判決に対し、日本政府だけでなく、韓国の尹錫悦政府による歪曲と軽視が続く状況下で、韓国の大法院が再び強制動員の加害企業の損害賠償責任を確定したのだ。これは韓国社会に、2018年の大法院判決について司法部が見解を変えないという姿勢を堅持したものであり、判決の正当性を喚起させたと見ることができる。

二番目に、法的には2018年の大法院判決より進展した部分が存在する。今回の大法院の判決は、2018年の大法院の判決法理に沿ったものの、消滅時効争点について新たな判断を追加した。被害者の1965年の請求権協定で本人の不法行為損害賠償請求権が消滅したかどうかを確実に知ることができた時点を、2018年大法院判決が宣告された後からと判断したのである。この判断によると、2018年から相当する期間（3年）以内に訴訟を提起した場合、消滅時効で請求棄却になる恐れがなくなった。2018年の大法院判決後、訴訟を提起した3次訴訟の被害者には非常に大きな朗報である。現実的な条件を考慮してみると、韓国の法院に訴訟を提起した強制動員被害者の権利を最も手厚く保障する判断だったと言える。

2.3. 判決後、韓国政府の被害者側との接触

2次訴訟に対する大法院判決の後、日本政府の判決に対する「残念、決して受け入れられない」といった不当な批判が続いた。そしてこれに対して韓国の外交部は自国の司法部の判決を保護するどころか、日本政府が要求することをそのまま受け入れ第三者弁済手続きを進めると述べた。それは韓国政府が引き続き被害者の判決（債権）を消滅させる手続きに乗り出すということだった。

以後、韓国外交部と第三者弁済手続きを進めている「日帝強制動員被害者支援財団（以下「支援財団」）」の関係者は、2次訴訟の原告と接触している。ただし、支援財団の予算が2次訴訟の解決金と比較したとき、著しく足りない状況であるため、実際の第三者弁済が行われたケースは現在のところないと思われる。韓国の外交部などは原告らに第三者弁済手続きを説明した後、「今後再び連絡する」程度の説明にとどまったものと確認している。

3. 政府の第三者弁済供託に対する法院の不受理決定の現況

3.1. 政府の奇襲的な供託

2023年3月、韓国政府の第三者弁済方針の発表以後、2018年に確定した3つの事件（被害者基準、総15人）に対する第三者弁済手続きが始まった。このうち被害者基準4人（生存者2人）は第三者弁済を拒否することを決定し、支援財団と日本企業らに第三者弁済を拒否するという意思を文書で公式に伝達した。以後、韓国政府は第三者弁済に反対する被害者に「誠実に説明する」程度の立場を繰り返し、一方的に債権を消滅させることができる法的手続きである供託を検討しているかどうかを尋ねるマスコミの質問には全く答えていなかった。

2023年7月3日、韓国の外交部は奇襲的に反対被害者に第三者弁済供託をしたと発表した。当事者に対する事前協議や了解手続きを全くせずに、当日電話通話で供託事実を通知したことがそのすべてだった。当時被害者側は直ちに立場を発表したが、その一部を引用する。

「今日、外交部および支援財団が発表した第三者弁済供託は、去る3月6日に発表した韓国政府の強制動員問題解決の本質が何であるかを最もよく示す違法かつ不当な行為です。政府の解決策の本質は、被害者の判決と債権を消滅させる措置でした。特にその中でも政府の解法について反対する被害者たち、

つまり私の判決、私の両親の判決を守ろうとする人々の債権を一般的に消滅させるということでした。今日、大韓民国の政府はまさにそのことをやってしまいました」

まとめると、韓国外交部の関与のもと、大韓民国の公共機関である支援財団が韓国企業の金員で第三者弁済に反対する強制的被害者の債権を一方的に消滅させるための供託（以下「供託」）を実行した。

3.2. 供託に対する韓国の司法のブレーキ

しかし、韓国の司法は上記のように違法で不当な供託にブレーキをかけた。光州地方法院は2023年7月4日、被害者ヤン・グムドクに対する支援財団の供託申請に対して「不受理」を決定した。民法、第469条第1項中「当事者の意思表示で第三者の弁済を許可しない際」には、第三者弁済が不可であるが、ヤン・グムドクさんは第三者弁済を許可しないと明らかにしたことで、政府のヤン・グムドクさんに対する供託申請は不可という判断だった。

供託申請は債権者の住所地を所管する法院にしなければならない。第三者弁済に反対するのは被害者基準では4人だが、このうち被害者2人の場合死亡したため遺族が債権者である状況だ。その結果、債権者の数字は生存者2人、遺族10人であり、彼らの住所地によって支援財団は計8か所に法院に供託申請をしなければならなかった。先にヤン・グムドクさんに対する供託申請の不受理以後、全国8か所の法院すべてが供託申請を不受理した。

以後、支援財団はすべて異議申請をして不服を申し出た。しかし、異議申請もすべて棄却された。全国の法院で多数の裁判官によって行われた異議申し立て棄却決定文を見ると、韓国政府の第三者弁済が違法であることが明確だ。特に民法、第469条に対する解釈を超えて、支援財団の第三者弁済が許容される場合、損害賠償制度のそのものが没却されるという懸念と評価まで盛り込まれている。各決定文の内容を一部引用する。

「損害賠償制度の趣旨や機能に照らして著しく不当」、「慰謝料の場合に顕著な制裁的機能が完全に没却される懸念」、「加害者（債務者）は何の出損行為もなく、事実上債務免除や免責のような結果をもたらされることになる」、「加害企業に免罪符を与えることになる結果」、「債務者（加害者）の弁済 = 第三者の弁済という方法は成立できない」。

3.3. 供託関連の現在の状況

韓国外交部と支援財団は、上記のような司法の一貫した「供託違法」判断にもかかわらず、いずれも不服とし、現在抗告審（2審）が進行中である。抗告審の中から判決が下された事例はまだない。一方、本事件の場合、すでに多数の判事において一貫した判断がなされており、その法理も緻密で説得力があるため、抗告審でも他の判断がなされる可能性は高くないと言えよう。もし抗告審でも供託が違法であるという判断が出れば、支援財団は再抗告（3審）を行うと予想され、最終的に大法院判断まで行われると考えられる。その過程で相当の時間がかかるだろう。

もし、大法院で最終的に債権者の同意のない第三者弁済が違法であると確定すれば、韓国政府は強制的被害者の債権を一方的に消滅させることができる法的手段を持たなくなる。もし大法院まで供託不受理が確定すれば、結局日本政府の要求に応じて「第三者弁済で強制的被害者問題を終わらせる」という韓国政府の「強制的被害者についての解決法」は破綻を迎えることになる。事実上、この点はすでに2022年外交部が主導した「官民共同協議会」でも継続的に問題提起されていた部分だ。被害者が同意しなければ債権消滅は不可能であり、韓国政府が日本の謝罪も賠償もない解決案を押し付けてはならないという問題提起が相当に強かった。しかし韓国政府はこれを無視し、結局全国の裁判官らによって政府の政策が

違法だと評価された結果となった。

4. 強制執行事件の現状

4.1. 売却命令事件

2018年の大法院判決以後、着実に進行された強制執行の場合 ①三菱重工業の特許権、商標権、②日本製鉄のPNR会社株式会社に対する各売却命令がある。上記売却命令に対して日本企業が重ねて不服し、現在大法院で確定を待っている。第三者弁済を拒否する被害者の強制執行事件が大法院で継続中だったため、変動なく審理が続いている。

しかし、両事件とも2022年大法院に受け付けられ、同じ争点に対して差し押さえ事件が確定された事例があり、何より執行事件の場合、迅速に手続きを進めることが核心であるにもかかわらず、もはや2年が過ぎても判断がなされていない。被害者側や強制動員問題の正しい解決を支持する市民社会は大法院の迅速な判断を求めている。

大法院が売却命令を確定した場合、その後、売却命令による競売手続きなどが行われるだろう。

4.2. 日立造船の供託金の回収

最近、初めて日立造船の金員で被害者(遺族)が弁済を受けたケースが発生した。日立造船の場合、2019年1月にソウル高等法院で敗訴した後、強制執行を防ぐために6千万ウォンを法院に担保供託した。このような担保供託というのは、発表者が知る限り、日立造船が唯一だが、日立造船が韓国内での事業が比較的活発だったため、強制執行を懸念してこのような決定をしたのではないかと推定される。ところが、日立造船に対する判決は、先に述べたように、2023年12月に確定した後、被害者側がこの供託金に対する日立造船の回収請求権について差し押さえ・追審命令を受け、その後今年の2月20日に6千万ウォンを受領するようになった。

これにより、韓国内の強制動員訴訟のうち日本企業の金員で損害賠償債権の弁済が行われた最初の事例となった。ただし、日立造船の自発的な賠償ではないという点、非常に例外的な執行停止担保供託によるものとして、他の事件に一般化しにくいという点を指摘しておく必要もある。

5. 終わりに

昨年、韓国政府の「解決案」の発表以後、日韓の間に政治、外交、社会の各分野で相当な議論と懸念、変化と批判が続いた。そのうち本報告は司法的手続きに限って経過を要約した。韓国政府の解決案は強制動員問題、特に2018年の大法院判決を日韓関係で「じゃまもの」、「障害物」と規定し、これを「除去」するための措置だった。したがって、この措置に反対する被害者は、日本政府や日本企業ではなく、韓国政府と闘いながら判決を守るための努力をしなければならなかった。それら努力によってこれまで判決は効力を失うことなく守られている。

(日本語翻訳 邊美羊)

声明

「被告企業は大法院判決を受け入れ、強制動員問題の解決を図るべきである」

韓国大法院は12月21日、三菱重工、日本製鉄を被告とする強制動員訴訟で上告を棄却し、被告企業に損害賠償を命じる判決を確定させました。私たちはこの判決を歓迎します。

強制動員訴訟で大法院が判決を出すのは2018年以来5年ぶりでしたが、判決は2018年判決を踏襲するものでした。①韓国裁判所に裁判管轄権はあり、②旧三菱重工、旧日本製鉄と被告企業は実質において同一であり、③不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的不法行為（強制動員）に起因する慰謝料請求権は日韓請求権協定の適用外であると判断しました。

新たな争点は、被告が主張する消滅時効の完成を認めるか否かでした。これについて判決は、④「強制動員被害者には2018年の全員合議体判決が宣告される時までは、日本企業を相手に客観的に権利を事実上行使できない障害事由があった」と判示し、被告の主張を退けました。

この時効の起算点に関する判断により、今回の訴訟の原告の勝訴が確定しただけでなく、2018年大法院判決後に提訴（約60件、原告数は230名余）した強制動員被害者の訴えが時効で退けられることもなくなりました。今回の判決はこの点でも大きな意義を持ちます。

これで韓国大法院が強制動員被害者の慰謝料請求権を認め、被告日本企業に賠償を命じた確定判決は計5件となりました。今後、被害者原告勝訴の確定判決がさらに積み上がることは確実です。

これに対し日本政府、被告企業はいずれも「極めて遺憾である」、「1965年請求権協定で解決済み」とのコメントを出しました。林官房長官は、「韓国政府が（「解決策」に沿って）対応していくと考えている」と述べました。自らが為した過去の強制動員の歴史を反省することもなく、その痛みを背負ったまま生きざるを得なかった被害者（遺族）に向き合うこともせず、他人事のように「解決済み」と繰り返すだけの日本政府と被告企業に私たちは強い憤りと深い失望を覚えます。

韓国政府の「解決策」（第三者弁済）では、問題は解決しません。韓国民法に基づけば、韓国政府（財団）が債権者たる原告に「解決策」を強制することはできないのです。「解決策」を拒否している原告の賠償金相当額を供託しようとして不受理となった事実がそのことを証明しています。また、大法院で被害者原告勝訴の確定判決が続き、財団が肩代わりする賠償金を受け取る原告が多数となれば、財団の資金では対応しきれないことも確実です。12月28日には、三菱重工2件、日立造船1件の大法院判決が宣告予定です。韓国政府の「解決策」は法的、財政的に破綻しており、被告企業資産の現金化は避けられません。

21日に判決が出た時、生きてその判決を聞いた被害者原告は一人もおられません（遺族原告1名を除く）。被害回復のための判決でしたが、遅すぎた判決でした。もはや残された時間はありません。

今こそ、今回の判決当事者企業のみならず被告企業は強制動員を行った事実を認め、被害者（遺族）に真摯に向き合って、大法院判決を受け入れるべきです。被害者に謝罪し、過ちを繰り返さぬことを誓って、強制動員問題解決に向けて進んでいくべきです。

2023年12月23日

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

韓国の原爆被害者を救援する市民の会

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動

声明

「もはや司法判断が覆ることはない 被告企業は判決を受け入れるべきである」

韓国大法院（2部）は12月28日、三菱重工（2件）、日立造船を被告とする強制動員訴訟（計3件）で上告を棄却し、被告企業に損害賠償を命じる判決を確定させました。21日に続き（判決を出したのは3部）、大法院が強制動員被害者（遺族）の人権回復に向けた判決を出したことを私たちは歓迎します。

今回の訴訟でも被告企業側は時効完成により請求権は消滅したと主張しましたが、21日の判決と同様に時効起算日は2018年10月30日とすると判断し、これを退けました。

また、今回の判決では新たに日立造船に対する賠償支払いが確定しました。今まで大法院判決を受けた三菱重工、日本製鉄はいずれも判決を「遺憾」とし、判決履行に応じていませんが、日立造船も「日韓請求権協定および、これに関する日本政府の見解、ならびに当社主張に反するものであり極めて遺憾」とコメントしました。恐らく同社も判決を履行しないものと推測されます。

しかし、このような態度は通用しません。いずれの企業も韓国で起こされた訴訟に応訴し、審理で自らの主張を尽くしました。その上で出された司法判断に従わないのはコンプライアンスに反します。しかもことは強制動員という重大な人権侵害に係る問題であり、国際労働機関（ILO）も強制労働条約違反と認定しているように、その歴史的事実を否定できないにもかかわらず被害者（遺族）に謝罪しなければ、賠償も拒むということは国連「ビジネスと人権指導原則」に反します。

被告企業は、韓国政府（財団）が「第三者弁済」で賠償支払いを肩代わりしてくれるだろうと考えているのかも知れません。しかし、本日判決を受けた原告は記者会見で、一斉に万歳を叫びながら喜び合い、被告企業に謝罪と賠償を要求しています。「第三者弁済」を受け入れる意向があるか問われた遺族は、「私は三菱と裁判したのだ」「とんでもない話」と一蹴しました（12.28付「聯合ニュース」）。韓国政府の「解決策」に寄りかかることはできないと認識すべきです。

本日の判決で、大法院が強制動員被害者の慰謝料請求権を認め、被告日本企業に賠償を命じた確定判決は計8件となりました。今後、強制動員訴訟で韓国の司法判断が覆ることはほぼあり得ず、原告勝訴の確定判決がさらに積み上がるだけです。

今こそ、強制動員を行った企業は過去の人権侵害の事実に向き合い、被害者（遺族）に真摯に対応すべきです。大法院判決を受け入れ、被害者に謝罪し、過ちを繰り返さぬことを誓って、強制動員問題解決に向けて進んでいくべきです。

2023年12月28日

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

韓国の原爆被害者を救援する市民の会

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動

国際労働基準の適用・2024 年

『条約および勧告の適用に関する専門家委員会報告書』

〈強制労働〉

【日本】

1930 年強制労働条約（第 29 号）（批准：1932 年）

以前のコメント

委員会は、2019 年 9 月 20 日に受領した韓国労働組合総連盟（FKTU）と韓国全国民主労働組合総連盟（KCTU）の共同見解、2021 年 9 月 28 日と 2022 年 9 月 28 日に受領した首都圏移住労働者ユニオン（LUM）の見解、およびこれらの見解に対する日本政府の回答に留意する。また、日本政府の諸報告書において示された日本経済団体連合会（経団連）および日本労働組合総連合会（連合）の見解についても留意する。

条約第 1 条 1 項、第 2 条 1 項、第 25 条

1. 技能実習生プログラム

委員会は以前、外国人が 1 年間「実習生」として日本に入国し、さらに 2 年間「技能実習生」として滞在できる技能実習制度において、強制労働に相当する労働基本権の侵害が確認できたことを指摘した。

委員会は、LUM の見解の中で、日本における技能実習生の数が 2021 年末時点で 276,123 人と推計され、パンデミック時に実施された出入国規制の強化により例年より 10 万人減少していることに注目している。

委員会は、LUM と連合がそれぞれの見解の中で、2021 年においても、調査対象とされた技能実習生プログラムに参加する企業の 70%において、主に安全基準の不遵守、長時間労働、賃金未払いの結果として、労働法の諸規定違反が依然として見つかっており、この割合が 2015 年以来ほとんど変わっていないことを強調していることに、注目する。LUM は、2022 年には 1,974 件の安全基準違反が確認され、そのうち検察に送検された割合はわずか 0.5%であったと付け加えている。LUM は、法務省の報告書によると、2018 年から 2021 年の間に 199 人の研修生が死亡しており、そのうちの 33 パーセントが病気、35 パーセントが事故、13 パーセントが自死であったことを、強調している。さらに連合は見解の中で、2019 年 4 月から 9 月までに発生した技能実習生の所在不明・死亡事案のうち、約 20%の事案で発生から 6 カ月以内に実地検査が実施されておらず、事案につながる客観的な資料が散逸している危険性があることを示している。連合は、実地検査の頻度を増やすとともに、違反があった場合には、監理団体の免許停止や実習実施機関の技能実習計画の認定取り消しなど、初期対応を強化することを提言する。

委員会は、日本政府が報告書の中で、技能実習生研修プログラムの実施に関連していくつかの問題が残っていることを認めていることに留意する。日本政府は、技能実習生の適切な

労働条件と安全・健康を確保するために、以下のようないくつかの措置が実施されていることを示した：①2022年2月にそれまでの「技能実習プログラム実施要領」を見直して、技能実習プログラムの適正かつ円滑な運営を確保するため、監理団体及び実施団体が講ずべき必要な措置を定め、②技能実習生の入国時に、関係法令及び支援サービスに関する情報を記載した「技能実習生手帳」を全技能実習生に配布し、③実習生の母語による相談窓口を設置するとともに、2021年4月からは、暴行・脅迫等特に緊急性の高い事案に対応し、人権侵害事案を迅速に把握するための「技能実習生 SOS・緊急相談窓口」を設置するし、④人権侵害が発生した場合の実習地の変更支援、実習生に対する一時的な宿泊施設を提供し適切に保護を行い、⑤2020年3月31日現在587名のスタッフを擁する外国人技能実習機構（OTIT）の人的資源の強化し、⑥2021年3月31日現在14カ国の実習生出身国と協力覚書を締結した。

委員会はさらに、OTITが「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（2016年）に基づき、実習実施機関及び監理団体に対して定期的に立入検査を実施していること、また、死亡事故が発生した際には、死因に関する証拠の保全のために立入検査を実施しているとの日本政府の指摘に注目している。日本政府は、2020年4月から2021年3月までに、OTITによる20,671件の立入検査が実施され、その63.4%において違反が認められたとしており、その主な内容は、劣悪な宿泊施設、報酬の不適切な支払い、届出・報告の不備、帳簿や書類の作成・管理の不備に関するものであった。日本政府は、2021年に労働基準監督署が、労働基準法違反が最初に認められた9,036の事業所に対して監督指導を行い、違反が確認された6,556事業所に対して是正勧告を行い、25件を検察庁に送検したと、付け加えた。さらに日本政府は、2021年には、都道府県労働局、労働基準監督署、OTITが合同で、特に技能実習生プログラムの下での強制労働が疑われる37の実施団体に対して検査・調査を実施し、30件で是正勧告が出されたと、付け加えた。

さらに、委員会は、外国人労働者の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に、技能実習制度の実施状況を検証し、課題を特定し、外国人労働者の適正な受入れのあり方を検討するため、「技能実習・特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置することを政府が指示したことに注目する。有識者会議は2023年5月に法務大臣に中間報告書を提出し、現行の技能実習制度の目的と実態に乖離があるとして、現行の技能実習制度を廃止し、新たな制度を創設することを提言した。有識者懇談会は、監理団体やOTITによる指導・監督・支援が現状では不十分な面があると指摘した。この点に関して、日本政府は、現行の技能実習生プログラムを発展的に解消し、今後、諮問委員会のさらなる議論に基づいて新たなプログラムを設立することを検討するとしている。具体的には、以下のような措置が現在検討されている：①研修生は、いくつかの制限を維持しながら、雇用主を変更することができる。②外国人労働者が日本で働き始める前に必要な語学力を習得できるよう支援する。③人権侵害の防止・排除の観点から監理団体の資格要件を厳格化することにより、監理団体の能力レベルを向上させ、受入企業や研修生を支援する；④OTITの運営体制を再編すること。

委員会はこの情報の重要性に留意する。委員会は、日本経団連と連合がその見解の中で、いかなる新しい制度も単なる名称変更にと終わらせるのではなく、移民労働者の権利を適切に保護するために現行制度を抜本的に改革すべきと強調していることに注目する。2018年に創設された特定技能労働者ビザ・プログラムに関して、連合は、技能実習生プログラムに関して寄せられたものと同様に、特に賃金、労働時間、ハラスメントに関連する問い合わせをいくつか受けていることを示している。したがって、連合は、労働者への虐待に対する同様の脆弱性を生じさせないために、技能実習生のための新たな制度の確立とともに、特定技能労働者ビザ・プログラムの効果的な見直しを行うことも勧告している。連合によれば、日本政府は移民労働者の受け入れに関する国民的議論などを通じて、多文化的環境も育成すべきである。

委員会は、日本政府による努力に十分留意するが、強制労働に相当し得る技能実習生の労働基本権侵害と虐待的な労働条件が根強く存在することに関して懸念をもって留意する。委員会は、日本政府に対し、技能実習生が適切に保護されることを確保するため、法執行官のための能力開発活動、受入組織に対する効果的なチェック活動、虐待的状况を通報するためのアクセス可能な手段、およびそのような通報に対する迅速な対応など、必要なあらゆる措置を引き続き講じるよう要請する。委員会は、日本政府に対し、技能実習・特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書において、この点に関してなされた勧告、及び日本政府によって実施されたフォローアップ措置に関する情報を提供するよう要請する。委員会はさらに、日本政府に対し、報告された技能実習生の権利侵害の件数と内容、訴追と有罪判決に至ったケースの数、そして、これらの事案を生み出した状況に対する政府の指示に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

2. 戦時性奴隷制と産業強制労働

委員会は、1995年以来、第二次世界大戦中の性奴隷制（いわゆる「慰安婦」制度）と産業界における強制労働の問題を調査してきたことを想起する。また、FKTUとKCTUが共同見解の中で、2018年10月30日に大韓民国最高裁判所が示した、日本統治時代に強制労働に従事させられた韓国人被害者に対する賠償金の支払いを日本企業2社に命じた判決（事件番号2013Da61381）に言及していることに留意する。FKTUとKCTUは、当時、少なくとも80万人の朝鮮人が強制労働と徴用に動員されたと推定されるとして、年を追うごとに死者が増加しその数が減り続けている被害者の権利を尊重し、回復するために、日本政府と関係企業が包括的な措置をとることが緊急に必要であると付言している。委員会は、最高裁判所の判決は、この問題を解決するために日本と大韓民国との間で締結された1965年の協定に明らかに違反しているとの日本政府の声明に留意する。

この点に関して、委員会は、2023年3月、大韓民国政府が、日本統治時代の韓国人強制労働被害者のために、韓国の民間部門からの自発的な拠出金で賄われる第三者弁済制度を提案したことに注目する。日本政府は、発表された措置を公式に歓迎するとしている。

「慰安婦」問題に関して、委員会は、日本政府が、この問題を否定したり矮小化したりする意図はないと、繰り返し述べていることに留意する。また、日本政府は、「慰安婦」問題を含む第二次世界大戦に対する賠償、財産、請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約や、韓国との間で締結された1965年および2015年の合意などの二国間文書の下で、誠実に対処してきたと付言している。その中で日本政府は、2007年に解散した「アジア女性基金(AWF)」の設立に協力し、285人の女性に民間からの寄付による償い金を支給したこと、大韓民国が設立した「和解・癒やし財団」に拠出し、2015年合意時に生存していた元「慰安婦」47人のうち35人と、当時死亡していた元「慰安婦」199人のうち64人の遺族に経済的支援を行ったことを指摘している。さらに、2018年、大韓民国は一方的に財団の解散を発表したと付け加えている。日本政府は、2018年以降、日本の裁判所は大韓民国の「慰安婦」や元民間労働者に関連する新たなケースを扱っていないことも指摘している。

複数の戦時被害者が2015年合意に基づく取り決めに拒否したことを想起し、委員会は、第二次世界大戦中の「慰安婦」と産業強制労働の問題を解決するための具体的な措置が2018年以降、日本政府によってなんら行われていないことについて、懸念をもって注目する。さらに、国連人権委員会も2022年の最終見解において、日本政府が、被害者の人権を侵害し続けていることや過去の人権侵害によるすべての被害者に対する効果的な救済と十分な賠償の欠如の問題を解決するために、なんらの取り組みの進展も示さないばかりか、それに取り組むべき自らの義務を否定し続けてきた点に遺憾の意の表明をしたことに、留意する。

(CCPR/C/JPN/CO/7、2022年11月30日)。本件の深刻さと被害が長期にわたっている性質を考慮し、委員会は日本政府に対し、生存する被害者、特に2015年合意を拒否した被害者との和解を達成するためにあらゆる努力を払うこと、また、年を追うごとにその数が減少し続けている戦時産業強制労働および軍事的性奴隷制による高齢の生存被害者の期待に応え、彼ら彼女らが求める解決を達成するために適切な措置を遅滞なく取るよう努めることを、要請する。

委員会は、日本政府に直接宛てた要請の中で、その他の事柄を取り上げている。

(以上)

年度	会期	強制労働	「慰安婦」	技能実習生	ページ	翻訳	I S B N	発行年
1996	83	—	○		p85	○	ISBN 92-2-109865-6	1996
1997	85	—	○		p82-p84	○	ISBN 92-2-109887-7	1997
1998	86	—	—		—	—	ISBN 92-2-110651-9	1998
1999	87	○	○		p127-p131	○	ISBN 92-2-110807-4	1999
2000	88	—	—		—	—	ISBN 92-2-111507-0	2000
2001	89	○	○		p140-p144	○	ISBN 92-2-111951-3	2001
2002	90	○	○		p131-p132	○	ISBN 92-2-112419-3	2002
2003	91	○	○		p115-p130	○	ISBN 92-2-112873-3	2003
2004	92	○	○		p139	○	ISBN 92-2-113033-9	2004
2005	93	○	○		p164-p165	?	ISBN 92-2-115363-0	2005
2006	95	—	—		—	—	ISBN 92-2-116605-8	2006
2007	96	○	○		p195-p197	?	ISBN 978-92-2-118133-0	2007
2008	97	○	○		p225-p226	?	ISBN 978-92-2-119483-5	2008
2009	98	○	○		p222-p224	?	ISBN 978-92-2-120634-7	2009
2010	99	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-121879-1 (print) ISBN 978-92-2-121880-7 (Web pdf)	2010
2011	100	○	○	○	p232-p235	?	ISBN 978-92-2-123097-7 (print) ISBN 978-92-2-123098-4 (Web pdf)	2011
2012	101	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-124487-5 (print) ISBN 978-92-2-124488-2 (Web pdf)	2012
2013	102	○	○	○	p236-p239	?	ISBN 978-92-2-126855-0 (print) ISBN 978-92-2-126856-7 (Web pdf)	2013
2014	103	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-127742-2 (print) ISBN 978-92-2-127743-9 (Web pdf)	2014
2015	104	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-129005-6 (print) ISBN 978-92-2-129006-3 (Web pdf)	2015
2016	105	○	○	○	p194-p196	?	ISBN 978-92-2-129709-3 (print) ISBN 978-92-2-129710-9 (Web pdf)	2016
2017	106	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-130559-0 (print) ISBN 978-92-2-130560-6 (Web pdf)	2017
2018	107	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-128672-1 (print) ISBN 978-92-2-128673-8 (Web pdf)	2018
2019	108	△	○	○	p219-p222	○	ISBN 978-92-2-131722-7 (print) ISBN 978-92-2-131723-4 (Web pdf)	2019
2020		—	—		—	—	ISBN 978-92-2-132384-6 (print) ISBN 978-92-2-132385-3 (Web pdf)	2020
2021	109	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-034157-5 (print) ISBN 978-92-2-034158-2 (Web pdf)	2021(2020補遺)
2022	110	—	—		—	—	ISBN 978-92-2-031738-9 (print) ISBN 978-92-2-031739-6 (Web pdf)	2022
2023	111						ISBN 978-92-2-037749-9 (print) ISBN 978-92-2-037750-5 (Web pdf)	2023
2024	112	○	○	○	p392-p395		ISBN 978-92-2-039699-5 (print) ISBN 978-92-2-039698-8 (Web PDF)	2024

ILO 専門家委員会報告に関する声明

2月9日、ILO（国際労働機関）の「条約および勧告の適用に関する専門家委員会」（以下、専門家委員会）は、2024年年次報告書を公表した。専門家委員会は、第29号強制労働条約（日本批准、1932年）に関して、「技能実習生プログラム」と「戦時性奴隷制と産業強制労働」を取り上げ、「第二次世界大戦中の『慰安婦』と産業強制労働の問題を解決するための具体的な措置が2018年以降、日本政府によってなんら行われていない」と批判。「本件の深刻さと被害が長期にわたっている性質を考慮し、委員会は日本政府に対し、生存する被害者、特に2015年合意を拒否した被害者との和解を達成するためにあらゆる努力を払うこと、また、年を追うごとにその数が減少し続けている戦時産業強制労働および軍事的性奴隷制による高齢の生存被害者の期待に応え、彼ら彼女らが求める解決を達成するために適切な措置を遅滞なく取るよう努めること」を日本政府に求めた。

今回、専門家委員会が改めて、「戦時性奴隷制と産業強制労働」を取り上げたことには重要な意味がある。「1995年以来、第二次世界大戦中の性奴隷制（いわゆる「慰安婦」制度）と産業界における強制労働の問題を調査してきた」（2024年報告）としているように、専門家委員会は「戦時性奴隷制と産業強制労働」について日本政府に対して繰り返し勧告してきた。1996年報告では戦時「慰安婦」について、「かかる行為は条約に違反する性奴隷制と特徴づけられるべきであると認められる」と指摘し、1997年報告では、戦時適用除外との日本政府の主張を「『戦争、又は地震の場合であれさえすれば』いかなる強制的サービスをも課すことができるという白紙許可ではない」と明確に否定した。1999年報告では、戦時産業労働問題を初めて取り上げ、「このような悲惨な条件での、日本の民間企業のための大規模な労働者徴用は、この強制労働条約違反であったと考える」と指摘。その後も「犠牲者の年齢と時間の経過の速さを考慮して…日本政府が犠牲者と政府の双方に満足いく形でこれらの者の請求に応えることができるようになるという希望」（2001年報告）を繰り返し表明し続けた。

しかし、日本政府は専門家委員会の勧告を無視するだけでなく、「強制労働」を否定することに躍起となってきた。2015年7月の「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に際しては、あえて「forced to work」という用語を用い、「我が国代表の発言における「forced to work」との表現等は、『強制労働』を意味するものではありません」（岸田外相・当時）と、強制労働条約にいう「forced labor」（強制労働）ではないと強弁。2021年4月27日には『募集』、『官斡旋』及び『徴用』による労務については、いずれも同条約上の『強制労働』には該当しないとの政府見解を閣議決定した。この閣議決定は、群馬の森の「記憶、反省、そして友好」の碑の破壊につながる司法判断にも大きな影響を及ぼした。今回の専門家委員会報告により、こうした日本政府の「強制労働」否定の主張が国際的には全く通用しないものであり、国内的なプロパガンダに過ぎないことが白日の下にさらされたのである。

また、技能実習生問題についても「強制労働に相当し得る技能実習生の労働基本権侵害と虐待的な労働条件が根強く存在すること」を指摘した。2001年ダーバン宣言が「植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容をもたらし…今日の世界各地における社会的経済的不平等を続けさせる要因」と指摘したのと同様に、過去の強制労働が未だに克服されていないことが、現代日本の「強制労働」である、技能実習生問題の「要因」であると厳しく指摘するものである。

被害者は高齢であり、もはや一刻の猶予もない。今度こそ、専門家委員会の勧告に従い、「彼ら彼女らが求める解決を達成するために適切な措置を遅滞なく取るよう努めること」が求められているのである。

2024年3月12日

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動(<https://181030.jimdofree.com/>)

共同声明

強制動員問題の解決へ 日本政府は強制労働を認めよ！日本企業は賠償に応じよ！

呼びかけ団体 強制動員真相究明ネットワーク

2018年10月、11月と韓国大法院（最高裁）は強制動員被害者の主張を認め、動員した企業（日本製鉄、三菱重工業）に賠償を命じました。大法院は、戦時の強制動員を日本企業による反人道的不法行為とし、企業に対する被害者の「強制動員慰謝料請求権」を認めたのです。その際、反人道的不法行為への慰謝料請求権は日韓請求権協定の適用対象ではないと判断しました。

しかし、日本政府はこの判決を日韓請求権協定違反とみなして韓国政府に抗議し、経済制裁をおこないました。さらに2021年には閣議決定により強制連行や強制労働の用語を「適切ではない」とし、教科書から削除させるなど、強制連行・強制労働の歴史を否定しました。このような日本政府に同調し、日本企業は賠償に応じようとしなかったのです。

そのなか、2023年3月に韓国政府が示した解決策は、韓国政府傘下の財団が賠償相当額を肩代わりして支払うというものでした。しかしこの策は被告企業を免罪するものでした。それは日本政府の歴史否定に加担し、行政が司法判決を形骸化し、被害者を分断してその尊厳を侵すものだったのです。

このような動きの中で、韓国大法院は2023年12月と24年1月、強制動員被害者への賠償を企業に命じる判決を続けて出しました。あらためて韓国の司法が強制動員慰謝料請求権を認め、時効の起算日を2018年10月の大法院判決時としたのです。これからも韓国での強制動員被害者・遺族が訴えた裁判の勝訴は続きます。

これらの判決は、戦時の人権保護、人権侵害の救済をすすめる国際人道法、国際人権法の理念に即したものであり、強制動員被害者の尊厳を回復するものです。わたしたちは韓国の判決を支持します。

2005年12月、国連総会は「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン」を決議しました。そこでは被害者の救済と賠償のために、継続的な違反の停止、事実の検証と公開、失踪者や遺体の搜索、文化的慣例による遺体の改葬、尊厳や権利を回復する宣言や判決、事実の認定と謝罪、責任者の処罰、被害者への祈念・追悼、教育での正確な記載、違反に対する適切な説明、再発の防止の保障などを掲げています。これが現代の被害者救済の国際規範です。

戦時の労働動員は日本政府の動員計画によって1939年から始まり、企業は政府から動員数の承認を受け、朝鮮総督府の関与の下で甘言や命令によって動員し、労働を強いました。皇民化政策の下、主権や名前や言葉を奪われていた植民地の民衆にとって、それは「強制動員」でした。

日本政府はこの強制動員（強制連行・強制労働）を認知し、史料を公開し、遺骨を返還し、韓国の判決を認め、謝罪と賠償をおこない、動員被害者の尊厳と権利を回復し、追悼行事や教育を行い、再発を防止しなければなりません。日本企業も同様です。日本製鉄、三菱重工業、不二越等の当該企業は率先して自ら行った強制労働について謝罪し、賠償すべきです。それが国際的な信用を得る道です。

また、すべての強制動員被害者の救済につながる方策を日韓両政府で協議すべきです。日本企業で戦時の強制動員に関与した企業は形を変えて300社ほどが現存しています。新たな財団・基金の設立による被害者救済も可能です。

わたしたちは訴えます。植民地主義を克服し歴史否定やレイシズムを超えていこう！

日本政府は強制労働を認めよ！ 日本企業は賠償に応じよ！

賛同団体（順不同）

兵庫朝鮮関係研究会
在日韓国人問題研究所
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会
鶺鴒の会
ウリ法律事務所
過去と現在を考えるネットワーク北海道
オフィス TK
従軍慰安婦問題を考える北海道の会
朝鮮女性と連帯する日本婦人連絡会
「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク
i 女性会議・京都
反安保実行委員会
平和を考え行動する会
朝鮮文化研究会
緑の党
名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会
日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
一般社団法人協働舎
市民の政策研究会「くるま座」
『反天ジャーナル』編集委員会
天皇制問題情報交換会
尹奉吉義士共の会
戦争させない市民の風・北海道
長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会
ワールド・ビヨンド・ウォー
宗教法人 長命寺
人権平和・浜松
浜松駅前毎日スタンディング
日本とコリアを結ぶ会（ニッコリ会）・下関
茨城マウムネットみと
強制動員問題解決と過去清算のための共同行動
平和と生活をむすぶ会
天皇制を考える会：静岡
福田村事件を記録する旧田中村・民の会
ベルリン女の会
映画「侵略」上映委員会
日本製鉄元徴用工裁判を支援する会
奈良県での朝鮮人強制連行等に関わる資料を発掘する会

連絡先 神戸市灘区八幡町4-9-22 神戸学生青年センター気付 強制動員真相究明ネットワーク
TEL 078-891-3018 FAX : 078-891-3019 E-mail shinsoukyumei@gmail.com